

沿革

三重県社会福祉協議会は、昭和 26 年 3 月 31 日に民生委員の団体である三重県民生委員連盟と、社会福祉施設関係者で組織された三重県社会事業協会、生活困窮者に対し各種の援護事業を行ってきた三重県同胞援護会の 3 団体が結集統合して発足した。

当初、県庁内に事務局を置いて事業を開始したが、昭和 28 年 10 月 12 日、厚生大臣の許可を受けて社会福祉法人となったのを機に、現在の津市桜橋 2 丁目 131 番地に事務所を置いた。以来、民間社会福祉活動推進の中核的団体として 60 年以上の歴史を経過するにいたった。

組織の変遷

平成 10 年 4 月 17 日、厚生省が新たに示した「社会福祉法人定款準則」に沿って三重県社協の定款を全面改正した。これまでの理事・評議員の兼任を避け、執行機関と議決機関を明確にしたこと、理事定数を 18 名から 15 名に、評議員を 55 名から 40 名に改め、監事を 2 名から 3 名に、理事の委任行為を改め書面による議決にしたことなどが改正の特徴である。

また、社会福祉法の施行に伴い、平成 13 年 5 月 24 日には、定款の一部改正を行った。「法人社協モデル定款」に沿って改正するもので、第 1 条の目的、第 2 条の事業、第 4 条の経営の原則等に変更があったために改正した。